

令和 7 年

双葉町議会会議録

第 3 回臨時会

8 月 21 日開会・閉会

双 葉 町 議 会

令和 7 年第 3 回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (8月21日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉 会	6

8 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

7 双葉町告示第 3 6 号

令和 7 年第 3 回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 8 月 1 5 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 令和 7 年 8 月 2 1 日（木）
午前 9 時 3 0 分

2. 場 所 双葉町役場 議場

3. 付議事件 （1）双葉町慰霊碑等整備工事請負契約の締結について

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 渡 部 昭 洋 君
3 番 小 川 貴 永 君
5 番 作 本 信 一 君
7 番 高 萩 文 孝 君

2 番 山 根 辰 洋 君
4 番 伊 藤 哲 雄 君
6 番 菅 野 博 紀 君
8 番 岩 本 久 人 君

○不応招議員（なし）

令和 7 年第 3 回双葉町議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 8 月 2 1 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分開会

開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 3 7 号 双葉町慰霊碑等整備工事請負契約の締結について

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	渡 部 昭 洋 君	2 番	山 根 辰 洋 君
3 番	小 川 貴 永 君	4 番	伊 藤 哲 雄 君
5 番	作 本 信 一 君	6 番	菅 野 博 紀 君
7 番	高 萩 文 孝 君	8 番	岩 本 久 人 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 事務局局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開会の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は８名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第３回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前 ９時３０分）

◎開議の宣告

○議長（岩本久人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岩本久人君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、６番、菅野博紀君、７番、高萩文孝君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岩本久人君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期については、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日１日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間に決定しました。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午前 ９時３１分

再開 午前１０時１０分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

◎議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第３、議案第37号 双葉町慰霊碑等整備工事請負契約の締結についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第37号 双葉町慰霊碑等整備工事請負契約の締結についてであります、双葉町大字中野地内に整備する町慰霊碑等の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第37号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(岩本久人君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和 7 年第 3 回双葉町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 1 3 分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 岩 本 久 人

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 高 萩 文 孝